

地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務 仕様書

1 業務名

地域活性化起業人を活用した特産品ブランディング業務

2 業務の目的

本業務は、松江市（以下「本市」という。）が地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を利用し、民間企業（以下「派遣元企業」という。）の社員に「4 業務内容」に掲げる業務に従事していただき、そのノウハウやネットワーク、営業力を活用することで、本市の一次産品（以下「市産品」という。）を特産品へと成長させるとともに、本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 派遣受入期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日

4 業務内容

- (1) 市産品に関する魅力、課題等についての調査・分析
- (2) 市産品のブランディング及び市場受けする商品づくり
 - ア 国内外の高所得者層をターゲットにした高単価商品の開発
 - イ 市産品を使ったミールキットやお食事券等、ふるさと納税返礼品の造成
 - ウ 百貨店等の多様な外部チャネルでの販路拡大支援及び推進
- (3) 市産品に焦点を当てた情報発信、PR 事業
- (4) その他市産品のブランディング等に関する各種支援

5 実績報告

毎月、派遣元企業は、業務内容について本市の指定する日までに業務実績報告書を提出し、検査を受けること。

6 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を他の目的に使用し、また、他に漏らしてはならない。派遣受入期間が終了した後も同様とする。特に個人情報については松江市個人情報保護条例（平成17年松江市条例第15号）を守らなければならない。

7 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含むすべての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

8 業務情報の保存

派遣元企業は、業務に関する資料を書面または電子データにより、一定期間保存すること。

9 留意事項

- (1) 生産・製造・販売等に関する法令などを遵守し、適正に業務を遂行すること。
- (2) 本事業の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに本市へ連絡すること。
- (4) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合またはこの仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ、定めるものとする。